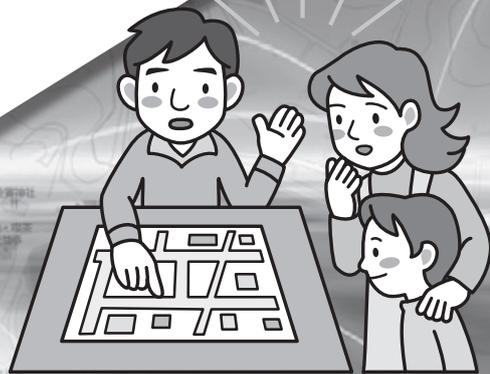


# 地域の助け合いで 災害に備える



社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

過化・高齢化、核家族化の進行に伴い、一人暮らし高齢者などの「災害弱者」と呼ばれる方が増加しています。

こうした中、市では、民生委員・児童委員の皆さんと連携し、災害弱者が地域の助け合いで安全・確実・迅速に避難できる仕組みづくりに取り組んでいます。

災害時の避難が必要なおとぎに、家族の支援が得られない方や家族の支援だけでは避難が困難な方（要援護者）の把握と支援協力者（近隣者など）の登録を行いますので、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

## 災害時要援護者避難支援事業

### 事業の概要

あらかじめ避難支援が必要と思われる対象者を特定し、本人の同意を得て要援護者として登録するとともに、近隣者などに支援協力者としての登録依頼を行い、災害時の避難に備えます。

また、避難を要する災害が発生したときは、支援協力者などの協力を得て、避難情報の伝達や避難場所への誘導を行います。

### 要援護者の把握

- ①まず、行政情報から75歳以上の一人暮らし世帯や75歳以上のみの世帯、重度の障害者や重度の要介護認定を受けている方など、一定要件に該当する方を第1次対象者として抽出します。
- ②担当の民生委員・児童委員に第1次対象者の氏名を情報提供し、生活状況や地域情報を勘案して支援が必要と思われる在宅の方（第2次対象者）を特定します。
- ③担当の民生委員・児童委員が第2次対象者のお宅を訪問し、事業内容などを説明するとともに、要援護者としての登録について意向を確認します。
- ④登録に同意された方を要援護者として認定し、要援護者台帳に登録します。

※行政情報などで対象者とならない方であっても、要援護者としての登録を受けることができます。要援護者としての登録を希望される方は、担当の民生委員・児童委員に申し出てください。

### 近隣者などへの協力

要援護者の認定を行うと、民生委員・児童委員が、該当者の近隣

者などに支援協力者としての登録を依頼します。要援護者一人につき3人程度の支援協力者を決定し、災害時に誰が要援護者の避難支援を行うのかなどを記載した個別の支援調書を作成します。

支援調書は、市と民生委員・児童委員で保管し、風水害などで避難が必要な場合などに活用します。

### 個人情報の取り扱い

民生委員・児童委員は、民生委員法で「守秘義務」が課せられており、個人の秘密は厳守されます。また、庄原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、慎重な取り扱いを前提に、個人情報に関する収集・提供の承認を得ています。

### ◎災害時要援護者避難支援事業

